

集合訴訟の手続モデル案について

1. 集合訴訟の手続モデル案について

手続の在り方として、授權ないし届出をした対象消費者に対して判決効が及ぶとすべきか、除外の届出をした者を除く全ての対象消費者に判決効が及ぶとすべきか、訴訟追行許可の手続を設けるか、個別争点の処理についてどのようにするのかなど、様々な論点があるが、諸外国の例や事務局に寄せられた制度提案などを参考にし、手続モデル案の基本的事項を以下の3案について示す。

なお、以下の案では記載されていないが、手続追行主体をいかなるものに認めるか、請求の特定方法、通知や公告の内容・方法・主体・費用負担の在り方、届出の届出先、管轄等裁判手続に関する諸問題について、別途検討する必要がある。

(1) オプト・イン型

手続追行主体が訴訟を提起。

裁判所が訴訟追行の許可・不許可の決定をする（当該手続追行主体及び相手方が即時抗告をなし得るものとする）。

訴訟追行許可決定が確定した場合には、届出を促すため公告を行う。

訴訟追行不許可の決定が確定した場合には訴訟は終了する。

訴訟係属中の一定期間までに、対象消費者が届出を行う。

判決の効力は、届出をした対象消費者に有利にも不利にも及ぶものとする。認容判決においては、個々の対象消費者を特定し、対象消費者ごとの債権額を特定する。

当該手続追行主体及び相手方は一定期間内に上訴することができる。

(2) オプト・アウト型

手続追行主体が訴訟を提起。

裁判所が訴訟追行の許可・不許可の決定をする（当該手続追行主体及び相手方が即時抗告をなし得るものとする）。

訴訟追行許可決定が確定した場合には、除外の届出を受け付けるため、通知・公告を行う。

訴訟追行不許可の決定が確定した場合には訴訟は終了する。

一定の期間までに、対象消費者が除外の届出を行う。

判決の効力は、除外の届出をしない限り、対象消費者に有利にも不利に

も及ぶものとする。

認容判決においては、対象消費者の範囲を特定した上で、責任原因及び（可能であれば）債権額の計算方法について確認する判決を行う。

当該手続追行主体及び相手方は一定期間内に上訴することができる。

認容判決が確定した場合には、公告をする。

対象消費者が届出を行う。

届出をした対象消費者について債権確定手続を行う。債権額の確定手続で確定されなかった請求については、二段階目の判決を行う。

（３）二段階型

手続追行主体が訴訟を提起。

裁判所が訴訟追行の許可・不許可の決定をする（当該手続追行主体及び相手方が即時抗告をなし得るものとする）。

訴訟追行不許可の決定が確定した場合には、訴訟は終了する。

判決の効力は、当事者のほかその後に届出（ ）をした対象消費者に及ぶものとする。

認容判決においては、対象消費者の範囲を特定した上で、責任原因及び（可能であれば）債権額の計算方法について確認する判決を行う。

当該手続追行主体及び相手方は一定期間内に上訴することができる。

認容判決が確定した場合には、公告をする。

対象消費者が届出を行う。

届出をした対象消費者について債権確定手続を行う。債権額の確定手続で確定されなかった請求については、二段階目の判決を行う。

２．上記３案の比較について

- （１） オプト・イン型においては、個別訴訟に比して、個々の対象消費者の訴訟に関する負担（証拠収集の労力、弁護士費用など）の軽減が図れるという利点はある。しかし、訴訟の帰すうが分からない段階では対象消費者が届出をためらうことが多く、また少額の事件では届出がされにくく、消費者被害救済の効果が限定的であるとの問題がある。
- （２） オプト・アウト型においても、個別訴訟に比して、個々の対象消費者の訴訟に関する負担の軽減が図れるとともに、手続に積極的に関与しない多数の対象消費者に判決効を及ぼすことができ、個別訴訟を提起できないような場合にも、広く消費者被害を救済できる可能性がある。また、紛争の一次的解決に資するので、相手方にとっても社会全体にとっても、

紛争解決コストの低減につながるなどの利点がある。

しかし、対象消費者が審理に参加せずに個々の対象消費者を特定し、個々の対象消費者の債権額を特定することは困難なことが多いので、それらを特定して給付判決をすることができる事件はきわめて限定される。そのため、多くの事案では、オプト・アウト型においても、給付判決をなすためには、まず共通争点の確認をし、その後に対象消費者の参加を得て個別の争点を審理し、給付判決をするほかない。そのような制度は二段階型と比較して独自の利点を見出しがたい。二段階目の手続をどのように構築するかという二段階型と類似した問題が生じる。

個別の対象消費者を特定し個々の対象消費者の債権額を特定することが可能な事案において、これらを特定して給付判決をすることも考えられるが、結局個別の対象消費者が執行手続を行う必要が生じ、二段階型に比較して格段の利点があるとはいえない。このような場合に、総額判決を行うとすれば、オプト・アウト型に独自の利点があるといえるが、総額判決については実体法上の権利の帰すうの説明、分配手続の構築など、様々な問題がある。

また、オプト・アウト型については、手続追行主体が敗訴した場合に自らが関与していない手続によって、個々の対象消費者が権利を失うことになるという問題がある。

- (3) 二段階型においても、共通争点を一段階目で審理判断することにより、個別訴訟に比して、個々の対象消費者の訴訟に関する負担の軽減が図れるとともに、届出をした者のみに判決の効力が及ぶため、個々の対象消費者が権利を失うことになる場合もないという利点がある。

しかし、救済を受けるためには個々の対象消費者が最終的に届出をする必要があるため、オプト・アウト型のように広く対象消費者を救済できないのではないかと問題がある。もっとも、オプト・アウト型でも最終的に分配を受けるには、対象消費者の何らかの行為は必要であるから、二段階型の二段階目の手続を工夫すれば一定程度克服可能である。二段階型では、訴訟の帰すうが判明してから届出をするので、オプト・イン型よりも、届出が促進されることから、消費者被害救済は一定程度図られると考えられる。

- (4) 以上からすると、消費者被害救済の観点から見れば、オプト・イン型よりもオプト・アウト型や二段階型の方が、広く対象消費者を救済し得る制度であるといえる。

オプト・アウト型については、手続追行主体の敗訴の場合に敗訴の効果が対象消費者に及ぶこともあり得ることからすれば、消費者被害救済

の観点から見て、オプト・アウト型の方が二段階型よりも優れているともいいがたい。

紛争の一次的解決に資するという観点から見れば、広く対象消費者を糾合し、かつ判決効が有利にも不利にも及ぶことから、オプト・アウト型が優れているとも思われる。もっとも、二段階型でも集合訴訟の再訴制限を政策的に導入すれば、紛争の一次的解決の可能性は高まる。

制度の詳細を検討するに当たっては、上記の観点を踏まえ、オプト・アウト型についても二段階型についても、理論的に十分な検討を要する問題があるので、これらを検討しつつ、制度の詳細を検討する中で、通知・公告の問題など訴訟当事者及び制度運営側の運用の容易さなども加味しつつ、引き続き検討すべきである。